

春日井市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりがお互いの個性や多様な価値観・生き方を認め合い、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者が、一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。）を含め家族であると約した関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップ関係にある2人以外の者をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップ関係にあることを、市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップ関係にある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップ関係にある双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定であること。
- (3) パートナーシップ関係にある双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) がいないこと。

- (4) 他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にな
いこと。
- (5) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者でな
いこと(ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く。)
- (6) ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする者にあつては、ファミ
リーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、職員の面前において自ら記入した春日井市パートナ
ーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)を
市長に提出することにより行うものとする。

- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとし
る。
- 3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(いずれも宣誓日前3月以内に発行
されたものに限る。)
 - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日前3月以内に発行された
ものに限る。)
 - (3) ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシ
ップ対象者との関係を確認することができる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市外に在住する者であつて春日井市内への転入を予定している者は、その事実が
確認できる書類の提出をもって前項第1号に規定する書類に代えることができる。
この場合において、当該者は、転入後速やかに前項第1号の書類を提出しなけれ
ばならない。

5 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

6 宣誓しようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない
場合は、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる

書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、宣誓の要件を審査し、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（第2号様式）及び春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式）（以下「証明書等」という。）を、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。

- 2 前項の春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書はパートナーシップ・ファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードはパートナーシップ・ファミリーシップを宣誓する者それぞれに1枚交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（第4号様式）により申請することができる。

- 2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする。
- 3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓書記載事項変更の申出)

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（第5号様式。以下「内容変更届」という。）を交付済みの証明書等とともに市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- (2) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。
- (3) 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき。
- (4) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。
- (5) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類
- (2) 前項第3号に該当するときは、転入し、又は転居した者の住民票の写し
- (3) 前項第5号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 市長は、内容変更届の提出があったとき（第1項第3号に該当する場合を除く。）は、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（第6号様式。第3項において「返還届」という。）に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき。
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 宣誓書を提出した時点において、証明書等の交付を受けた者のいずれか又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、宣誓者の一方は、市長に申し立てなければならない。

3 市長は、前項の申立てがあつた場合は、内容を審査し、特別な事情があると認められるときは、返還届及び証明書等の提出を受けるものとする。

(無効となる宣誓)

第11条 次のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があつたとき。

(3) 第3条各号の規定に反しているとき。

(4) 第4条第4項後段の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第10条により返還させ、又は前条により無効とした証明書等の交付番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書の保存)

第13条 市長は、宣誓書を受領後30年間保存するものとする。ただし、第10条又は第11条の規定により返還又は無効となった宣誓書については、その日から5年間保存するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。